

◎特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十四年三月三十一日法律第一五号)

一、提案理由(平成二十四年二月二十九日・衆議院財務金融委員会)

○安住国務大臣 たいいま議題となりました平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、昨年の第七十九回国会において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の国会による一部修正により追加されました、同法附則第十七条第一項の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計を設置することとし、その目的、管理及び経理等について定めるものであります。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

以下、その大要を申し上げます。

第一に、この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とすることとしております。

第二に、この特別会計は、衆議院議長及び参議院議長等並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理することとし、復興事業を統括する復興庁の長である内閣総理大臣の委任を受けた復興大臣がこの特別会計全体の計算整理事務を行うことができることとしております。

第三に、この特別会計は、復興特別所得税及び復興特別法人税の収入、一般会計からの繰入金、復興債の発行収入金等をもってその歳入とし、復興事業に要する費用、各特別会計への繰入金、復興債の償還金及び利子等をもってその歳出とすることとしております。

その他、この特別会計の予算及び決算の作成及び提出に関し必要な事項を初め、経理に関する必要な事項を定めることとしております。

第四に、附則において、この特別会計は、復興庁が廃止されたときは、別に法律で定めるところにより、廃止するものとし、その際には、政府は、復興事業の進捗状況等を踏まえ、所要の

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

措置を講ずることとしております。

また、この特別会計の設置に伴い平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）において発行した復興債を承継するなどの必要な経過規定を設けることとしております。

.....(略).....

以上が、平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告（平成二十四年三月八日）

○海江田万里君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第十七条第一項の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計を設置し、その目的、管理及び経理等について定めるものであります。

.....(略).....

両案は、去る二月二十一日当委員会に付託され、二十九日安住財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月二日から質疑に入り、本日、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うなど慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成二十四年三月三〇日）

○尾立源幸君 たいいま議題となりました七法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第十七条の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計を設置することとし、その目的、管理及び経理等について定めようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、消費税率引上げの前提となる条件、消費税の逆進性対策に向けた今後の取組、地球温暖化対策のための税の導入効果、復興に係る資金の流れを透明化するための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。